

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第280号

平成28年3月16日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：令和2年3月27日生企発第220号改正）

高知県警察遊技機調査員運用要綱の制定について（通達甲）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づくするぱちんこ屋に係る許可等の業務における職員による遊技機の認定検査等の業務を補助する遊技機調査員の運用については、「高知県警察遊技機調査員運用要綱の制定について（例規）」（平成26年3月17日生企発第282号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、遊技機調査員の運用に関し別添のとおり、「高知県警察遊技機調査員運用要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察遊技機調査員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、高知県警察遊技機調査員（以下「調査員」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 身分

調査員は、「会計年度任用職員運用要領の制定について（通達甲）」（令和2年3月27日警務発第188号）に定める会計年度任用職員とする。

第3 職務

調査員は、生活安全企画課長又は派遣された署の署長（以下「生活安全企画課長等」という。）の指揮の下、次に掲げる事務を行うものとする。

- 1 ぱちんこ営業の許可、遊技機の変更の承認及び遊技機の認定に係る申請書の審査
- 2 1の申請に基づいて行う、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第9条に規定する遊技機の基準に関する検査（以下「実地調査」という。）の補助
- 3 その他生活安全企画課長等から命ぜられた事項

第4 配置

調査員は、生活安全企画課に配置する。

第5 活動区域

調査員の活動区域は、県内全域とする。

第6 勤務計画

調査員の勤務計画は、生活安全企画課長が策定する。

第7 遵守事項

調査員は、次の事項を遵守するものとする。

- 1 派遣先の許可等事務担当者等と緊密に連携すること。
- 2 言動に注意し、適切な実地調査の補助に努めること。
- 3 生活安全企画課長等に対する適正な報告及び連絡に努めること。
- 4 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

第8 調査員の派遣

- 1 調査員の派遣は、生活安全企画課長が決定する。
- 2 署長は、ぱちんこ営業の許可等の審査又は実地調査のために調査員の派遣が必要であると認めるときは、生活安全企画課長に別記第1号様式の遊技機調査員派遣依頼書により調査員の派遣を要請することができる。
- 3 調査員の派遣を要請された生活安全企画課長は、要請先の署長と連絡調整

を行い調査員の派遣について可否を決定する。

第9 教養の実施

生活安全企画課長は、調査員の職務を効果的に推進するために、調査員に対し教養を実施するものとする。

第10 報告

- 1 調査員は、調査の状況等を別記第2号様式の勤務日誌に記録し、生活安全企画課長に報告しなければならない。
- 2 調査員は、毎月の調査実施実績を翌月の10日までに別記第3号様式の遊技機調査実績報告書により生活安全企画課長に報告しなければならない。

第11 身分証明書

- 1 本部長は、調査員を任命したときは、別記第4号様式の遊技機調査員身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、調査員が身分証明書を受領したときは、別記第5号様式の遊技機調査員身分証明書受領書に受領印を徴し、これを生活安全企画課において保管するものとする。
- 3 生活安全企画課長は、身分証明書を交付し、又は身分証明書の返納を受けたときは、別記第6号様式の遊技機調査員身分証明書管理簿により、出納状況を明らかにしておくものとする。
- 4 調査員は、破損、紛失等により身分証明書の再交付の必要性が生じた場合は、遅滞なく別記第7号様式の遊技機調査員身分証明書再交付申請書に再交付を要する理由を記載して申請しなければならない。
- 5 調査員は、身分証明書の取扱いについて、身分証明書裏面に記載されている取扱心得を厳格に遵守しなければならない。
- 6 身分証明書の交付、返納及び再交付に係る事務は生活安全企画課長が行う。

(別記様式省略)